

公文書館法及び国立公文書館法の規定比較

公文書館法(昭和62年法律第115号)	国立公文書館法(平成11年法律第79号)	補 足
<p>(目的) 第1条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この法律において「<u>公文書等</u>」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録(現用のものを除く。)をいう。</p> <p>(責務) 第3条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の<u>保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務</u>を有する。</p> <p>(公文書館) 第4条 公文書館は、歴史資料として<u>重要な公文書等(国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。)</u>を保存し、<u>閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行う</u>ことを目的とする施設とする。 2 公文書館には、<u>館長</u>、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う<u>専門職員</u>その他<u>必要な職員</u>を置くものとする。</p>	<p>(目的) 第1条 この法律は、<u>公文書館法</u>(昭和62年法律第105号)及び<u>公文書等の管理に関する法律</u>(平成21年法律第66号)の精神にのっとり、独立行政法人国立公文書館の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることにより、歴史公文書等の適切な保存及び利用に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この法律において「<u>歴史公文書等</u>」とは、公文書等の管理に関する<u>法律第2条第6項に規定する歴史公文書等</u>をいう。 2 この法律において「<u>特定歴史公文書等</u>」とは、公文書等の管理に関する<u>法律第2条第7項に規定する</u>特定歴史公文書等のうち、独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。)の設置する<u>公文書館に移管され、又は寄贈され、若しくは寄託されたもの</u>をいう。</p> <p>(名称) 第3条 この法律及び独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第2条第1項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立公文書館とする。</p> <p>(国立公文書館の目的) 第4条 国立公文書館は、<u>特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図る</u>ことを目的とする。</p>	<p>【定 義】 (公) ・公文書等 (国) ・歴史公文書等 ・特定歴史公文書等</p> <p>【責 務】 (公) ・国及び地方公共団体の保存及び利用に関する責務を規定</p> <p>【目 的】 (公) ・公文書館は保存、閲覧、調査研究を行う (国) ・国立公文書館は事業の実施により歴史公文書等の<u>適切な保存及び利用を図る</u></p>

第5条 公文書館は、国立公文書館法(平成11年法律第79号)の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第6条 (略)

【再掲】

(公文書館)

第4条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等(国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。)を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

(行政執行法人)

第5条 国立公文書館は、通則法第2条第4項に規定する行政執行法人とする。

(事務所)

第6条 国立公文書館は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第7条 (略)

(役員)

第8条 国立公文書館に、役員として、その長である館長及び監事二人を置く。

2 国立公文書館に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第9条 (略)

(館長及び理事の任期等)

第10条 (略)

(業務の範囲)

第11条 国立公文書館は、第4条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。

二 行政機関(公文書等の管理に関する法律第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)からの委託を受けて、行政文書(同法第5条第5項の規定により移管の措置をとるべきことが定められているものに限る。)の保存を行うこと。

三 歴史公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

四 歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。

五 歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。

六 歴史公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 国立公文書館は、前項の業務のほか、公文書等の管理に関する法律第9条第4項の規定による報告若しくは資料の徴収又は実地調査を行う。

【設置】

(公)

・国又は地方公共団体が設置

・地方公共団体は条例で定める

(国)

・通則法に定める行政執行法人

人

【業務】

(国)

・保存(行政文書含む)

・一般の利用

・情報の収集、整理及び提供

・専門的技術的な助言

・調査研究

・研修

・上記に関する附帯業務

<p>(技術上の指導等) 第7条 <u>内閣総理大臣</u>は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、<u>技術上の指導又は助言</u>を行うことができる。</p> <p>附 則 抄 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(専門職員についての特例) 2 <u>当分の間</u>、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の<u>専門職員を置かないことができる</u>。</p>	<p>(続き) 3 国立公文書館は、前2項の業務のほか、前2項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。</p> <p>一 <u>内閣総理大臣からの委託</u>を受けて、公文書館法第7条に規定する<u>技術上の指導又は助言</u>を行うこと。</p> <p>二 行政機関からの委託を受けて、行政文書(公文書等の管理に関する法律第5条第5項の規定により移管又は廃棄の措置をとるべきことが定められているものを除く。)の保存を行うこと。</p> <p>(積立金の処分) 第12条 (略)</p> <p>(主務大臣等) 第13条 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>附 則 抄 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	
--	--	--

【参 考】公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）

<p>(利用の促進) 第23条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、<u>展示その他の方法</u>により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。</p>

⇒ 展示を特定歴史公文書等の「利用の促進」の方法として例示